

目

次

	頁
第 88 号議案 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	9
第 89 号議案 埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	10
第 90 号議案 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	11
第 91 号議案 埼玉県税条例の一部を改正する条例	15
第 92 号議案 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	18
第 93 号議案 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例	19
第 94 号議案 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	20
第 95 号議案 埼玉県立げんきプラザ条例の一部を改正する条例	21
第 96 号議案 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	22
第 97 号議案 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	24
第 98 号議案 警察官に対する給貸与品に関する条例の一部を改正する条例	27

第八十八号議案

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十九年埼玉県条例第四十五号）

の一部を次のように改正する。

別表中「一〇、八〇〇円」を「一二、二〇〇円」に、「八、九〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和七年七月二十八日に任期が満了することとなる参議院議員の任期満了による選挙から適用する。

令和七年六月十二日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正を踏まえ、選挙長等の報酬の額の改定をしたいので、この案を提出するものである。

第八十九号議案

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成五年埼玉県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百三十三条第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（埼玉県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号」を「第四百三十三条第一項第五号」に改める。

第九条第一号中「七円七十三銭」を「八円三十八銭」に改め、同条第二号中「五円十八銭」を「五円六十二銭」に、「三十八万六千五百円」を「四十一万九千円」に改める。

第十三条第一号中「五百四十一円三十一銭」を「五百八十六円八十八銭」に改め、同条第二号中「二十八円三十五銭」を「三十円七十三銭」に、「五十八万六千九百五円」を「六十万九千六百九十円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、令和八年一月一日から施行する。
- 2 改正後の第九条及び第十三条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

令和七年六月十二日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、これに準じて、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に係る公費負担額を改定するとともに、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第九十号議案

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第一条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九条第三項」を「第十九条第六項」に、「第十九条第一項及び第二項」を「第十九条第一項、第二項、第三項及び第五項」に改める。

第三十条第二号中「次のいずれにも」を「第二条第四号ロに」に改め、同号イ及びロを削る。

第三十一条の見出し中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条第一項中「部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下この条において「第一号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第二項及び第三項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（第二号部分休業の承認）

第三十一条の二 育児休業法第十九条第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下この条において「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間）

第三十一条の三 育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

（育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第三十一条の四 育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各

号に定める時間とする。

一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分

二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

（育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情）

第三十一条の五 育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（第三十三条において「第三項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第三十三条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第三十三条 育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第二条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十五条の三第一項中「（次条）」の下に「並びに第十六条の二第一項第二号及び第二項第二号」を加える。

第十六条の次に次の一条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第十六条の二 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）第三十四条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「第一項申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 第一項申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求等に係る第一項申出職員の意向を確認するための措置

三 職員の育児休業等に関する条例第三十四条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する第一項申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る第一項申出職員の意向

を確認するための措置

2 任命権者は、三歳に満たない子を養育することを申し出た職員（以下この項において「第二項申出職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 第二項申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- 二 育児期両立支援制度等の請求等に係る第二項申出職員の意向を確認するための措置

三 第二項申出職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する第二項申出職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る第二項申出職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附則第九条中「（平成四年埼玉県条例第六号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）から令和八年三月三十一日までの間において、職員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で同条第一項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第三十一条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。

3 任命権者は、施行日前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十六条の二第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

令和七年六月十二日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、及び令和六年十月十七日付けで埼玉県人事委員会からされた人事管理に関する報告を踏まえ、職員の仕事と育児の両立支援に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものである。

第九十一号議案

埼玉県税条例の一部を改正する条例

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第五項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第二十三条中「扶養控除額」の下に「、特定親族特別控除額」を加える。

第二十五条の二第三号ロ中「知事又は教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う」を「公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第六条の認可（知事の認可に限る。）を受けた」に改める。

第二十六条の六第一項中「者に限る。」の下に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）」を加える。

第三十四条の五中「当該ゴルフ場の公衆の見やすい箇所に」を削り、「金額を」の下に「インターネットの利用その他の方法により」を加える。

附則第十六条から第十九条までを次のように改める。

（加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準の特例）

第十六条 令和八年四月一日以後に第三十三条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ（法第七十四条第二項第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、法第七十四条の三の二の規定により製造たばこことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第三十三条の三第一項の製造たばこの本数は、同条第三項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（法第七十四条第二項第一号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数によるものとする。

一 葉たばこ（たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則で定めるところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則で定めるものに係る部分の重量を除く。以下この項において同じ。）の〇・三五グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が〇・三五グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

- 二 前号に掲げるものの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の〇・二グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が四グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの二十本に換算する方法
- 2 前項第二号に掲げる加熱式たばこ（法第七十四条の三の二の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、同項第一号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の施行令で定めるものについては、同項第二号ただし書の規定は、適用しない。

第十七条から第十九条まで 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三十四条の五の改正規定 公布の日

二 第二十三条及び第二十六条の六第一項の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 令和八年一月一日

三 附則第十六条から第十九条までの改正規定並びに附則第四項及び第五項の規定 令和八年四月一日

四 第二十一条第五項の改正規定 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の施行の日

五 第二十五条の二第三号口の改正規定 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日

（個人の県民税に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の埼玉県税条例（以下「改正後の条例」という。）第二十三条の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第二十六条の六第一項の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「二号施行日」という。）以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する改正後の条例第二十六条の六第一項の規定による申告書について適用し、二号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の埼玉県税条例第二十六条の六

第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

4 次項に定めるものを除き、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（改正後の条例附則第十六条第一項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

5 令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に、埼玉県税条例第三十三条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第三十三条の三第一項の製造たばこの本数は、同条第三項及び改正後の条例附則第十六条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

一 埼玉県税条例第三十三条の三第三項の規定により換算した紙巻たばこ（改正後の条例附則第十六条第一項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

二 改正後の条例附則第十六条の規定により換算した紙巻たばこの本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

令和七年六月十二日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、県たばこ税の加熱式たばこの課税方式を見直すとともに、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第九十二号議案

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改める。

附 則

この条例は、令和七年十月一日から施行する。

令和七年六月十二日提出

埼玉県知事 大 野 元 裕

提 案 理 由

県の一般職員に準じ、企業職員の給与の基準を改定したいので、この案を提出するものである。

第九十三号議案

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「百二十一人」を「百三十三人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和七年六月十二日提出

埼玉県 知 事

大 野 元 裕

提 案 理 由

流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故対応体制を強化するため、職員の定数を改定したいので、この案を提出するものである。

第九十四号議案

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十一年埼玉県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改める。

附 則

この条例は、令和七年十月一日から施行する。

令和七年六月十二日提出

埼玉県知事 大 野 元 裕

提 案 理 由

県の一般職員に準じ、流域下水道事業企業職員の給与の基準を改定したいので、この案を提出するものである。

第九十五号議案

埼玉県立げんきプラザ条例の一部を改正する条例

埼玉県立げんきプラザ条例（平成十五年埼玉県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表埼玉県立加須げんきプラザの項及び埼玉県立神川げんきプラザの項を削る。

別表第一埼玉県立加須げんきプラザの項及び埼玉県立神川げんきプラザの項を削る。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和七年六月十二日提出

埼玉県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

埼玉県立加須げんきプラザ及び埼玉県立神川げんきプラザを廃止したいので、この案を提出するものである。

第九十六号議案

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の三第一項中「（次条）」の下に「並びに第十八条の二第一項第二号及び第二項第二号」を加える。

第十八条の二を第十八条の三とし、第十八条の次に次の一条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出をした学校職員等に対する意向確認等）

第十八条の二 教育委員会は、学校職員が当該学校職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該学校職員（以下この項において「第一項申出学校職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 第一項申出学校職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求等に係る第一項申出学校職員の意向を確認するための措置

三 この項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する第一項申出学校職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る第一項申出学校職員の意向を確認するための措置

2 教育委員会は、三歳に満たない子を養育することを申し出た学校職員（以下この項において「第二項申出学校職員」という。）に対して、県教育委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 第二項申出学校職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る第二項申出学校職員の意向を確認するための措置

三 第二項申出学校職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する第二項申出学校職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る第二項申出学校職員の意向を確認するための措置

3 教育委員会は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 教育委員会（学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第一号に掲げる学校職員については埼玉県教育委員会を、同条第二号に掲げる学校職員については市町村の教育委員会をいう。）は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前においても、改正後の第十八条の二第一項及び第二項の規定の例により、同条第一項各号及び第二項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同条の規定により講じられたものとみなす。

令和七年六月十二日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提案理由

令和六年十月十七日付けで埼玉県人事委員会からされた人事管理に関する報告を踏まえ、学校職員の仕事と育児の両立支援に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものである。

第九十七号議案

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部を改正する条例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
(昭和三十二年埼玉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「及び第三号から第六号までのいずれか」を削り、「二百十七円」を「四百三十四円」に、「第二号」を「第二号から第五号までのいずれか」に、「三百三十四円」を「二百十七円」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四項中「(以下この項において「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第七条の二第二項第二号中「八万二千二百九十円」を「八万五千四百九十円」に改め、同項第四号中「四万六百元」を「四万二千七百元」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「六、六一八円」を「七、二八五円」に、「八、二八三円」を「八、八五〇円」に、「九、七九五円」を「一〇、七六八円」に、「一〇、九二三円」を「一一、九六三円」に、「一一、七一八円」を「一二、六二五円」に、「一二、四三八円」を「一三、〇九八円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「五、五六八円」を「六、一一〇円」に、「六、四七〇円」を「七、〇四五円」に、「七、〇三八円」を「七、五〇五円」に、「八、〇九三円」を「八、六二三円」に、「八、九五〇円」を「九、二七〇円」に、「九、三九八円」を「九、六二〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二条第三項(次項及び附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、令和七年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

3 令和七年四月一日からこの条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までの期間に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに令和七年四月一日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で当該期間について支給すべきものの補償基礎額に係る改正後の第二条第三項の規定の適用については、同項中「該当する者」とあるのは「該当する者又は配偶者

（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」と、「四百三十四円」とあるのは「三百八十四円」と、「それぞれ」とあるのは「配偶者である扶養親族については二百十七円を、それぞれ」とする。

4 施行日から令和八年三月三十一日までの期間に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で当該期間について支給すべきものの補償基礎額に係る改正後の第二条第三項の規定の適用については、同項中「該当する者」とあるのは「該当する者又は配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」と、「四百三十四円」とあるのは「三百八十四円」と、「それぞれ」とあるのは「配偶者である扶養親族については百円を、それぞれ」とする。

5 改正後の第七条の二第二項の規定は、令和七年四月一日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

6 改正後の別表の規定は、令和六年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

この場合において、同日から令和七年三月三十一日までの期間に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに令和六年四月一日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で当該期間について支給すべきものの補償基礎額に係る改正後の別表の規定の適用については、同表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「一〇、七六八円」とあるのは「一〇、二六三円」と、「一一、九六三円」とあるのは「一一、二四八円」と、「一二、六二五円」とあるのは「一一、九一八円」と、「一三、〇九八円」とあるのは「一二、五九〇円」とし、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「七、〇四五円」とあるのは「六、九六五円」と、「七、五〇五円」とあるのは「七、三八五円」と、「八、六二三円」とあるのは「八、三二〇円」と、「九、二七〇円」とあるのは「九、〇六三円」と、「九、六二〇円」とあるのは「九、五〇八円」とする。

令和七年六月十二日提出

埼玉県知事 大野 元裕

提 案 理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額及び介護補償の額の改定をしたいので、この案を提出するものである。

第九十八号議案

警察官に対する給貸与品に関する条例の一部を改正する条例

警察官に対する給貸与品に関する条例（昭和二十九年埼玉県条例第三十三号）の

一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中

冬	ワイシャツ	一
合	ワイシャツ	一
冬	ネクタイ	一
合	ネクタイ	一
冬	活動ネクタイ	一
合	活動ネクタイ	一

を

制服用ワイシャツ	
ネクタイ	

着	四月
着	四月
本	四月
本	四月
本	四月
本	四月

一着	四月
一本	四月

に改め、同条第二項中「、合活動服、冬活動ネクタイ

又は合活動ネクタイ」を「又は合活動服」に改め、同条第三項中「又は夏服スカート」を削り、「、冬ワイシャツ及び合ワイシャツ」を「及び制服用ワイシャツ」に、「三着、冬ネクタイ及び合ネクタイ」を「四着、ネクタイ」に改める。

「けん銃

「拳銃

第三条中

帯革

を 帯革

に改める。

けん銃つりひも」

拳銃つりひも」

第六条の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条本文中「き損」を「毀損」に、「代る」を「代わる」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「き損」を「毀損」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和七年六月十二日提出

埼玉県知事

大野 元 裕

提 案 理 由

警察法施行令の一部改正に伴い、これに準じて、警察官に支給するスカートを廃止するとともに、支給する被服の品目を見直す等したいので、この案を提出するものである。